

## 厚木市子育てのための施設等利用費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合において、本市が当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対して支給する施設等利用費について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 現物給付 施設等利用給付認定保護者が特定子ども・子育て支援提供者に支払うべき特定子ども・子育て支援に要した費用について、次条に規定する額を限度として、本市が当該施設等利用給付認定保護者に代わって特定子ども・子育て支援提供者に対し、特定子ども・子育て支援に要した費用を支払う方式をいう。
- (2) 償還払 施設等利用給付認定保護者が特定子ども・子育て支援提供者に支払った特定子ども・子育て支援に要した費用について、次条に規定する額を限度として、当該施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費を支給する方式をいう。

### (支給額)

第3条 施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に支給する施設等利用費の1月当たりの支給額は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定子どもが利用する特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用が当該各号に定める額を下回る場合は、現に要した費用の額を上限とする。

- (1) 幼稚園（法第7条第10項第2号に掲げるものに限り、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）が設置するものを除く。以下同じ。）及び特別支援学校（法第7条第10項第3号に掲げるものに限り、国が設置するものを除く。以下同じ。） 25,700円
- (2) 国が設置する幼稚園 8,700円
- (3) 国が設置する特別支援学校 400円
- (4) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが利用する預かり保育事業（法第7条第10項第5号に掲げるものに限る。） 11,300円（1月につき当該事業を利用した日数が26日を下回る場合にあっては、利用した日数に450円を乗じて得た額）
- (5) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが利用する認可外保育施設（法第7条第10項第4号に掲げる施設に限る。以下同じ。）、一時預かり事業（法第7条第10項第6号に掲げる事業に限る。以下同じ。）、病児保育事業（法第7条第10項第7号に掲げる事業に限る。以下同じ。）又は子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第8号に掲げる事業に限る。以下同じ。）（第1号から第3号までに掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分のい

ずれかに在籍する施設等利用給付認定子どもであって、当該特定子ども・子育て支援施設等における1日当たりの教育・保育が提供される時間が8時間未満又は1年当たりの開所日数が200日未満である場合に限る。) 11,300円から前号に定める額を控除して得た額

- (6) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが利用する認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業 37,000円
- 2 法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての施設等利用費の支給額の算定においては、前項第4号及び第5号中「11,300円」とあるのは「16,300円」と、同項第6号中「37,000円」とあるのは「42,000円」と読み替えるものとする。

(支給方式)

第4条 施設等利用費の支給方式は、次の表のとおりとする

施設等利用給付認定子どもが利用する特定子ども・子育て支援施設等の区分	支給方式
幼稚園（国が設置するものを含む。）	現物給付（市長が必要と認める場合は、償還払にことができる。）
特別支援学校（国が設置するものを含む。）	現物給付（市長が必要と認める場合は、償還払にことができる。）
預かり保育事業	償還払
認可外保育施設	償還払
一時預かり事業	償還払
病児保育事業	償還払
子育て援助活動支援事業	償還払

(支給申請)

第5条 施設等利用費の支給を受けようとする施設等利用給付認定保護者（現物給付の場合にあっては、特定子ども・子育て支援提供者）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 施設等利用費交付申請兼請求書
- (2) 現物給付の場合にあっては、施設等利用費請求金額内訳書
- (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (4) 償還払の場合にあっては、特定子ども・子育て支援に要した費用の額及び施設等利用費の請求金額に関する証拠書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、施設等利用費を支給することを決定したときは、当該申請者（特定子ども・子育て支援提供者を除く。）に通知し、速やかに施設等利用費を支給するものとする。

(返還)

第7条 市長は、支給決定者が偽りその他不正な手段により支給を受けたときは、決

定を取り消し、又は既に支給した額の全部若しくは一部の返還を命じができる。

(立入検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、施設等利用費の支給を受けた特定子ども・子育て支援提供者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第9条 施設等利用費の支給を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、支給対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該支給対象事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。